

定款施行規則

第1章 支部組織及び運営

(支部の設置)

第1条 公益社団法人福岡県宅地建物取引業協会（以下「本会」という。）は、定款第14条にもとづき、別表に定める支部を置く。

2 支部の設置及びその区域は、理事会の承認を得て、定めるものとする。ただし、1支部は、原則300名以上の正会員をもって構成しなければならない。

(支部への所属)

第2条 本会の会員は、その事務所が所在する区域の支部に所属するものとする。

(組織及び運営)

第3条 支部の組織及び運営に関する事項は、この規定に定めるもののほか、支部運営規程で定め、支部運営規程の制定及び改廃は理事会の承認を得なければならない。

2 支部の事業は、本会の定める事業計画に従って行わなければならない。

(支部経費)

第4条 支部の経費は、本会の支部交付金でこれを支弁する。

(会計処理)

第5条 支部の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 支部は、本会の会計処理方法に従うものとする。

(予算及び決算の承認)

第6条 支部の予算及び決算は理事会の承認を得なければならない。

2 支部長は、毎年4月末日までに前年度の事業報告書及び決算書を会長に提出しなければならない。

第2章 入会及び退会

(入会等及び退会)

第7条 本会への入会及び会員権承継の承認は、支部を経て会長が行う。ただし、重要又は異例な事項は理事会の承認を得るものとする。

- 2 会長は、前項の承認を行ったときは、理事会に報告しなければならない。
- 3 入会審査及び会員権承継基準については、別に定める。
- 4 退会の申出は、支部を経て行う。ただし、定款第10条第2項にもとづいて綱紀委員会の諮問の対象となった者は、処分の決定があるまでは、自主退会を認めないものとする。

(入会金及び会費等の納入)

第8条 入会金及び会費は告示で定めた額とする。ただし、入会金は、別に定める会員権承継規程にもとづいて承認が認められた者に対して免除される。

- 2 会費は、年会費とし、毎年度6月末日までに納入しなければならない。
- 3 本会に入会しようとする者、は入会承認の決定のあった日の翌日から起算して10日以内に、入会金、会費及びその他入会時に必要な金員を納入しなければならない。
- 4 前項の期間内に納入しない場合は、本会の入会申込みを取り下げたものとして取り扱うことができる。

(抛出金の不返還)

第9条 本会は、会員が退会若しくは資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他入会時に必要な金員等は一切返還しない。

(変更届け)

第10条 会員は、次に掲げる変更があった場合は、遅滞なく所属支部を経て本会に届け出なければならない。

- (1) 事務所所在地
- (2) 商号又は名称
- (3) 代表者
- (4) 法人（取締役、監査役）
- (5) 専任の取引士

第3章 副会長

(副会長)

第11条 定款第26条第3項にもとづき、理事会決議により選定された副会長のうち、1名をあらかじめ決めた代行順位に従い会長代行とし、理事会の承認を受けることとする。但し、その承認を受けた副会長は、任期中に会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、新会長が選定されるまで、会長代行として職務を執行する。

第4章 名誉顧問、名誉会長、顧問、常任相談役、相談役及び参与

(名誉会長等)

第12条 本会に、名誉顧問、名誉会長、顧問、常任相談役、相談役及び参与を置くことができる。

- 2 名誉顧問、名誉会長、顧問、常任相談役、相談役及び参与は、別に定める推薦基準により会長が推薦し、理事会の承認後委嘱する。
- 3 名誉顧問は、本会の業務に関する専門分野について、会長の諮問に応じる。
- 4 名誉会長、顧問、常任相談役、相談役及び参与は、本会の業務処理上の諸問題について、会長の諮問に応じる。
- 5 名誉会長、顧問、常任相談役、相談役及び参与は、総会及び代議員会に出席して意見を述べることができる。
- 6 会長は必要があると認めたときは、理事会に名誉会長、顧問、常任相談役、相談役及び参与の出席を求めることができる。
- 7 顧問の委嘱期間は終身とし、名誉顧問、名誉会長、常任相談役、相談役及び参与の委嘱期間は、これを委嘱した会長の任期に従うものとする。なお名誉会長においては、その職を離したときは顧問となる。
- 8 名誉顧問、名誉会長及び顧問を除く常任相談役、相談役及び参与の委嘱期間は、選出時期から通算して3期までとする。

第5章 常務理事会

(構成)

第13条 常務理事会は、会長、副会長、専務理事及び常務理事をもって構成する。

(権限)

第14条 常務理事会は、次の事項を議決する。

- (1) 理事会に付議すべき事項
- (2) 分掌会務の連絡協議に関する事項
- (3) その他理事会の議決を要しない事項

第6章 専門委員会等

(専門委員会の設置)

第15条 本会は、定款第15条にもとづき、次の各号に掲げる専門委員会を設け、それぞれ当該各号に掲げる事項を分掌する。

- (1) 総務委員会
 - ア 庶務に関する事項
 - イ 官公庁及び関係団体等との連絡及び渉外に関する事項
 - ウ 会議及び議事運営に関する事項
 - エ 重要な行事に関する事項
 - オ 組織構成に関する事項
 - カ 会員の福利厚生及び相互扶助に関する事項
 - キ 定款諸規則等の制定及び改廃に関する事項
 - ク 広報発行及びホームページ運営管理に関する事項
 - ケ 青少年等の健全な育成、地域の環境保全維持、社会福祉の増進等を目的とする事項
 - コ 地域社会等の貢献に関する事項
 - サ 会員の入会・退会・承継審査等に関する事項
 - シ その他、他の委員会に属さない事項

(2) 財政委員会

- ア 予算、決算、金銭出納及び会費徴収に関する事項
- イ 中長期的な財政構造の検討、研究
- ウ 経理帳簿及び財産の保管に関する事項
- エ 別に定める会計処理に関する事項

(3) 人材育成委員会

- ア 宅地建物取引業法その他関係法令の調査研究及び会員の指導に関する事項
- イ 不動産取引の適正化に関する啓発活動に関する事項
- ウ 知事が指定する宅地建物取引士講習の運営に関する事項
- エ 知事が委託する宅地建物取引士証交付事務に関する事項
- オ 人材育成及び法令情報提供等の教育研修実施に関する事項

(4) 相談所運営委員会

- ア 不動産取引の紛争解決に関する指導及び調停に関する事項
- イ 不動産無料相談所の運営及び不動産相談員の育成に関する事項
- ウ 相談所運営にかかわる関係団体との連絡調整に関する事項

(5) 流通促進委員会

- ア 不動産情報交換システムの運営管理に関する事項
- イ 不動産市場の適正化に関する事項
- ウ 不動産取引に係わる契約書、業務ソフト等に関する事項。ただし、不動産貸借の取引に係わる契約書、業務書式等に関する事項は除く
- エ その他不動産流通の円滑化推進に関する事項

(6) 住環境整備委員会

- ア 関係行政機関との連絡協調に関する事項
- イ 地域の住環境整備の維持・保全に関する事項
- ウ 政策要望活動に関する事項

(7) 賃貸市場整備委員会

- ア 不動産賃貸市場の適正化に関する事項
- イ 不動産管理等に関する事項
- ウ 不動産貸借の取引に係わる契約書、業務書式、不動産賃貸業務ソフト等に関する事項
- エ その他不動産賃貸業務の適正化に関する事項

2 各委員会に正副委員長及び理事会が定める数の委員を置く。

3 委員長は、常務理事の中から会長が指名し、副委員長は委員長が指名する。

4 委員は、理事又は支部が推薦する者を常務理事会で選任し会長が委嘱する。

(設置)

第16条 本会は、必要に応じて特別委員会及び部会を設置することができる。

- 2 特別委員会の委員及び部会の部員は、支部が推薦する者を理事会において選出する。
- 3 委員長及び部長は、会長が指名し、副委員長は委員長が指名し、副部長は部長が指名する。
- 4 特別委員会及び部会は、理事会の承認を得て解散する。
- 5 特別委員会及び部会は、会長直轄若しくは専門委員会の管轄とする。

第7章 綱紀委員会

(委員及び委員会)

第17条 定款第12条に規定する綱紀委員会の委員は、正会員の中から理事会において選出し、会長が委嘱する。

- 2 綱紀委員会の委員は、本会理事及び監事と相互に兼ねることができない。
- 3 委員長及び副委員長は、会長が指名する。
- 4 綱紀委員会の運営等に関しては、別に綱紀委員会規程で定める。

(任期)

第18条 綱紀委員会の委員の任期は、本会役員の任期に準ずる。

(審査)

第19条 綱紀委員会の審査は、次の各号によって開始する。

- (1) 会長は、定款第10条（懲罰）及び第11条（表彰）に該当する事由があると判断したときは、綱紀委員会に諮問することができる。
- (2) 前項の規定にかかわらず、表彰又は懲罰の諮問に付すべき会員であると理事会で決議した場合、会長は綱紀委員会に諮問しなければならない。
- (3) 会長は、綱紀委員会に諮問を行う場合、当該会員の所属する支部長に調査を指示することができる。
- (4) 会員は、懲罰に該当する会員があると判断したときは、別紙様式による審査請求書を所属支部長に提出し、支部長はこれを調査するとともにその所見を付して会長に提出する。
- (5) 会長は、前号の審査請求を受け、会員に懲罰に該当する事由があると判断したときは、速やかに綱紀委員会に諮問しなければならない。

第8章 会員指導

(指導)

第20条 会長及び委員長は、会員が本会の目的に違反した場合、会員に指導を行うことができる。

(指導の種類)

第21条 会員指導は次の3種類とする。

- (1) 口頭注意
- (2) 文書注意
- (3) 厳重注意

(公開の禁止)

第22条 本会は、会員指導を行った場合、一切公開を行うことができないものとする。

第9章 会議

(開催)

第23条 常務理事会は会長が招集し、専門委員会及び特別委員会は、委員長が招集する。

2 前項の会議を招集するときは、それぞれ構成員に対し、開催日の5日前までに必要事項を記載した書面又は電磁的記録をもって通知しなければならない。

3 第1項の会議は、必要なとき随時開催する。

(定足数)

第24条 常務理事会その他の会議は、構成員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

(決議)

第25条 常務理事会その他の会議の決議は、会議出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第26条 常務理事会その他会議に、必要に応じ審議事項に関係ある者を出席させ、説明を求めるとともに、その意見又は報告を聴取することができる。

(議事録)

第27条 常務理事会の議事については、議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成する。

2 専門委員会その他会議の議事については、議事概要を作成する。

第10章 役員 の 解任

(解任事由)

第28条 次の各号のいずれかに該当する場合は、役員を解任することができる。

- (1) 役員 の 職務 を 著 しく 怠 っ た と き
- (2) 本 会 の 名 誉 及 び 信 用 を 著 しく 傷 つ け た と き
- (3) 本 会 の 財 産 を 不 正 に 処 分 す る 等 の 行 為 を し た と き
- (4) 役 員 と し て の 品 位 を 著 しく 欠 く 行 為 が あ っ た と き
- (5) 破 産 宣 告 の 開 始 決 定 又 は 民 事 再 生 、 個 人 再 生 及 び 会 社 更 生 の 決 定 を 受 け る 等 事 実 上 倒 産 に 至 っ た と き

(解任手続)

第29条 会長は本会役員について、解任請求があったときは、綱紀委員会に諮問し、理事会の議決を経るものとする。

- 2 前項の場合において、理事会が解任の事由があると判断するときは、社員総会の議決で解任する。
- 3 前2項の場合、当該役員に対して、弁明の機会を与えなければならない。
- 4 会員が本会役員について解任請求をするには、総社員（代議員総数）の5分の1以上の署名を得て、解任事由を記載した書面を会長に提出しなければならない。

第11章 事務局

(事務局)

第30条 事務局の規程は、会長が理事会の承認を得て別に定める。

- 2 事務局の運営に関しては、専務理事が掌理する。
- 3 事務局長は、事務局の事務を掌握し、職員を指揮監督する。
- 4 次長は事務局長を補佐し、事務局長に事故があるときはその職務を代行する。
- 5 事務局長、次長及び職員は有給とする。
- 6 職員は、服務規程に従い、その職務を行う。

第12章 経理

(会計処理規程)

第31条 本会の会計処理に関する規程は、会長が理事会の承認を得て別に定める。

(補正又は流用)

第32条 本会の予算は、予算執行上やむを得ない事由のあるときは、理事会の承認を得て補正又は流用することができる。

(契約の締結)

第33条 会長は、1件につき、税込予定価格300万円（資産の購入については100万円）を超える額の契約を締結しようとするときは、あらかじめ理事会の承認を得なければならない。

(会計帳簿の作成)

第34条 本会の経理は、元帳、現金出納簿、会費徴収簿及びその他関係書類を備えて、これを整理しなければならない。

第13章 雑則

(施行規則の改廃)

第35条 この施行規則を改正又は廃止をしようとするときは、理事会の承認を得なければならない。

(規則外事項)

第36条 この施行規則に定めのない事項は、他の諸規程に定めがある場合を除き、理事会の議決により行うものとする。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年8月8日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年7月29日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年12月23日から施行する。

附 則

第36条に基づく専門委員推薦要領は、令和2年4月1日から施行する。

〈専門委員推薦要領〉

定款施行規則第36条（規則外事項）の規定に基づき、次の専門委員の推薦要件を定める。

（資格要件）

第1条 定款施行規則第15条第4項に規定する専門委員の推薦にあたり、人材育成委員、相談所運営委員、流通促進委員及び賃貸市場整備委員については、それぞれ当該各号の推薦要件を満たす者であること。

- (1) 人材育成委員の推薦要件は、（公社）全国宅地建物取引業協会連合会が実施する不動産キャリアパーソン資格修了試験を合格した者、又はすでに同資格の受講申込を終え合格見込みの者。
- (2) 相談所運営委員の推薦要件は、不動産相談員候補者で、かつ不動産相談員歴が通算2期4年以上の者。
- (3) 流通促進委員の推薦要件は、推薦候補者又は推薦候補者が所属する会員が不動産情報ネット「ふれんず」のパソコン会員であること。
- (4) 賃貸市場整備委員の推薦にあたっては、次の要件をすべて満たさなければならない。

ア 賃貸不動産経営管理士もしくは同資格の合格見込みの者であること

イ 賃貸市場整備委員は全国賃貸不動産管理業協会（以下、「全宅管理」という。）の福岡県支部の幹事となるため、推薦候補者又は推薦候補者が所属する会員が全宅管理の会員であること

（委員の解任）

第2条 前条各号の推薦要件を満たさなくなった委員については、常務理事会の議決を経て解任することができる。

（委員の補欠）

第3条 委員が欠けた場合、第1条の規定にしたがい選出するものとする。（ただし、補欠として選出された委員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。）

〈別 表〉

支部の名称及びその区域

支 部 名 称	区 域
東 部 支 部	福岡市東区、宗像市、古賀市、福津市、糟屋郡
博 多 支 部	福岡市博多区
中 央 支 部	福岡市中央区
南 部 支 部	福岡市南区
筑 紫 支 部	筑紫野市、春日市、太宰府市、大野城市、那珂川市、朝倉市、朝倉郡
福 岡 西 支 部	福岡市城南区、早良区、西区、糸島市
北 九 州 支 部	北九州市、行橋市、豊前市、中間市、遠賀郡、築上郡、京都郡
久 留 米 支 部	久留米市、小郡市、うきは市、三井郡
県 南 支 部	八女市、筑後市、柳川市、大川市、三潞郡、みやま市、八女郡、大牟田市
筑 豊 支 部	飯塚市、田川市、直方市、宮若市、嘉麻市、嘉穂郡、鞍手郡、田川郡